主 文 本件抗告を棄却する。 理 中

抗告人は、原決定を取消す旨の裁判を求め、その理由を別紙抗告理由書記載のとおり主張した。

審案するに、抗告人主張のとおり本件競売申立人たる債権者富士商事株式会社が 抗告人に対して有する債権と共にその担保である本件家屋についての抵当権を昭和 四十三年十一月十日Aに譲渡しその旨の登記を経たことは本件記録に徴し認められ るが、債権者がその執行債権を他に譲渡したことは民事訴訟法第六百七十二条第一 号に該当しないから、原裁判所が、右債権譲渡の事実にかかわりなく競落許可決定 をしたのは、もとより正当であつて何等違法ではない。

〈要旨〉なお、このように停止決定の正本が右許可決定の言渡後に原裁判所に提出された場合、抗告裁判所は抗告の〈/要旨〉裁判をするまでに生じた事情を斟酌すべきであるとして右許可決定を取消すべきである(競落許否の裁判はしないで)とする見解もあるが、仮に右調停の結果執行債権が消滅した場合又は競売申立の取下がなされた場合には、右事由により更に抗告の申立(期間については本件即時抗告の申立のときに遡ると解すべきである)をなすべく、一時停止の効力としては本件許可決定をも取消すべきではない。

よつて本件抗告は理由がないのでこれを棄却することにし、主文のとおり決定す る。

(裁判長裁判官 毛利野富治郎 裁判官 石田哲一 裁判官 加藤降司)